

もと住吉青少年会館付設体育館 利用規定

もと住吉青少年会館付設体育館については、今後の方針が決定されるまでの間、大阪市の事業に支障のない範囲で、暫定的にもと住吉青少年会館付設体育館運営協議会（以下、運営協議会）によって管理・運営されることとなる。

運営協議会に体育館の利用を認められた者は、次の事項を守ること。違反した場合は、利用を差し止めることがある。なお、営利活動・政治活動・宗教活動を目的とした個人または団体の利用は認めない。

- ① 利用団体の責任者は、利用許可時間中、当該団体の指導監督にあたること
- ② 利用許可時間内での入退場を厳守すること
- ③ 利用許可された場所以外には立ち入らないこと
- ④ 施設および設備等を破損もしくは亡失した場合は、ただちに運営協議会事務局へ報告のうえ、速やかに原状に復すべく弁償すること
- ⑤ 利用許可時間中は常に安全確保に留意すること
- ⑥ 予期しない災害や事故に備えて、スポーツ安全保険・損害賠償責任保険等に加入すること
- ⑦ 利用時間中における負傷や疾病等については、当該団体の責任者が対処すること。運営協議会は一切の責任を負わない
- ⑧ 火気の使用、酒類の持ち込みをしないこと
- ⑨ 施設内はすべて禁煙とする
- ⑩ ペット類の持ち込みをしないこと
- ⑪ 利用後の後始末、清掃（特に、トイレ、シャワールーム、エントランス部分、建物周辺等）は、利用者が責任を持って行い、ゴミは持ち帰ること
- ⑫ ポスター貼紙等の掲示や看板等を設置する場合は、事前に申し出て承認を得ること
- ⑬ 利用後の消灯、施錠の確認と点検は、当該団体の責任者が行うこと
- ⑭ 車両での来場は、事前に事務局へ届け出て許可を得た場合に限る
- ⑮ 周辺住民に迷惑をかけないこと。特に騒音や歓声に注意すること。迷惑をかけた場合は、ただちに運営協議会事務局に報告のうえ、当該団体責任者が対処すること
- ⑯ 次に該当すると運営協議会事務局が判断した時は、予約を取り消すか、または、当日であっても貸し出しを断ることがある。この場合は、払い込み済みの利用料は返還しない。
 - 公序良俗を乱す恐れがあるとき
 - 施設または設備を損傷する恐れがあるとき
 - 偽り、その他不正手段により使用承認を受けた事実が発覚したとき
 - 他人に危害・迷惑をかける行為等を行ったとき
 - 他人に使用の権利を譲渡または転貸したとき
 - その他施設管理運営に支障があると認められたとき
- ⑰ 利用料は運営協議会事務局が指定する期日までに納付すること。利用者の自己都合等で予約を取り消す場合は、原則として利用料の返還はしない。
- ⑱ 少人数での利用が常態の団体は、他団体との共同利用等について工夫し、多くの人が利用できるように協力すること
- ⑲ 節電、節水を心がけること
- ⑳ その他、運営協議会事務局が指示する事項を守ること